ハンディキャブ運行費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和４５年規則第３４号。以下「規則」いう。）に定めるもののほか、ハンディキャブ運行費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第２条　この補助金は、車いす使用者の移動を確保するために行うハンディキャブ運行に必要な経費を補助し、障がい者等の社会参加の助長及び福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、特定非営利活動法人豊田ハンディキャブの会とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の対象としない。

（１）補助事業者の役員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）がいる場合

（２）補助事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

（補助事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行うハンディキャブ運行とする。

（補助金の額及び補助対象経費）

第５条　補助金の額及び対象経費は、別表の交付基準に基づき、毎年度予算の範囲内において定めるものとする。

（端数処理）

第６条　補助金の額の決定に当たっては、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、端数を処理しないものとする。

（交付申請の期日）

第７条　規則第４条に定める交付申請は、毎年４月末日までに行わなければならない。

（交付方法）

第８条　補助金は、５月末日までに補助金額の２分の１を、１０月末日までに１０分の４をそれぞれ概算払により支払うことができる。この場合において、規則第１０条及び次条の規定による実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、残りの額を支払うものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第１０条に定めるもののほか、

補助対象となる職員の出勤簿を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１０条　市長は、補助事業者が不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第３条第２項各号に掲げる場合に該当することが判明した場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第５条関係）

補助対象経費	補助率
ハンディキャブ運行費のうち（１）から（５）までの経費を合算した額 （１）人件費 車両の運行、利用調整、運行計画の策定及び事業の会計事務等を行う職員の人件費 （２）車両維持管理費 ア　重量税 イ　自賠責保険料 ウ　任意保険料 エ　車検、定期点検及び修繕に要する経費 オ　車両の保管に要する経費 カ　その他車両の安全な運行に要する経費 （３）通信運搬費 ハンディキャブ運行の予約確認に要する電話料及び郵送料 （４）燃料費 運行に要するガソリン代 （５）安全運行費 ハンディキャブ運行に関する保険料及び研修費。ただし、補助事業者が運転ボランティア講習を開催する場合において、補助事業者以外の団体の受講者等から参加費等を徴収したときは、研修費から当該参加費等を差し引いた額を補助対象経費とし、当該参加費等の額が研修費の額を超えるときは、研修費は補助対象経費としない。	３分の２